

# 近世初期徳川政権の親族政策について

——徳川「御三家」の成立をめぐる——

劉

晨

【要約】本稿では、近世初期における徳川將軍家の親族政策について考察した。これまで対象が譜代や外様に集中してきた近世武家編成の研究において、ほとんど扱われなかった將軍家親族の配置や役割の実態に迫るため、ことに「御三家」の枠組みと家格の成立経緯に目を向ける。初代將軍家康は政権成立期の政治情勢に応じて、息子たちに重要な役割をさせながら優遇も与える親族活用策を行った一方、親族身分の政治的創出にまでは踏み込まなかった。二代將軍秀忠は義直と頼宣がすでに賜った優遇を頼房と息子の忠長にも与えた後、四人セットで特別に扱うことにより、武家編成による徳川一門の創出を図った。三代將軍家光の代に至って、忠長の消滅と親族再生産の停滞によって一門最上位を独占し続けた尾張・紀伊・水戸三家の枠組みの固定と家格の形成がなされていき、いわゆる御三家という独特な存在として編成されるに至った。

史林 一〇二巻三号 二〇一九年五月

## はじめに

近世国家の権力構造研究の一端として、徳川政権による武家秩序をめぐる多くの研究蓄積がなされてきた。とくに大名の編成・配置及びその成立過程については、徳川家康の天下掌握に伴い、徳川家中から一門親族や譜代家臣が新たに大名として創出され、徳川氏に服従した旧族大名や織豊取立大名に対応する形で配置されてきたという一般の認識がある。<sup>①</sup>ところが、徳川氏との親疎関係により一門Ⅱ親藩、譜代、外様に分ける従来の大名類別の三分法は、幕府が設定した実在の

制度的区分ではなかったとの指摘が松尾美恵子によってなされており、親疎以外にも領地規模・殿席・官位などの基準が複合的に組み合わさってなされた大名類別・序列の多様性も提示されている。<sup>③</sup>また、「一万石以上」を大名区分の基準にすることの一般化や、対象を「外様・譜代を問わずすべての大名」とする参勤交代などの諸制度の一律化によって、近世大名は家光政権期にかけて同質的・統合的集団へ形成されていったとの指摘もなされている。<sup>⑤</sup>

こうした新たな見解を踏まえて展開された研究は、いわゆる外様という国王中心の大名小名や大名化した譜代と上級旗本を主な対象として進められた。一方、幕臣以外の徳川・松平一族は、一門Ⅱ親藩大名の定義や指し示す範囲の曖昧さにより一大名類別としては否定された後にはあまり考察されておらず、武家秩序における將軍家親族の位置づけも明らかではない。しかし、將軍家との親族関係のちに「御三家」と呼ばれる尾張・紀伊・水戸の徳川家や越前松平家などに、他の大名家と異なる扱いをもたらしたことは否定できず、一律的大名編成の枠に入りきらない將軍家親族の特質も少なからず見られる。とりわけ家康末子の三人（義直・頼宣・頼房）を祖とする御三家（また当主三人）は、国王レベルの領地を持ちながら国持大名と目されず、<sup>⑥</sup>殿席制上でも独特な地位を許され、さらに家光政権において、改定された武家諸法度の対象範囲に包摂されながら、他の大名と明らかに区別されたことも窺える。<sup>⑩</sup>言い換えれば、徳川政権の武家秩序とその成立過程の解明において、將軍家と親族関係を有する家々の位置づけは看過できない重要な問題なのである。

なお、官位・領知などの基準による大名序列のみならず、將軍を頂点とする幕藩権力構造の中で政治的地位と役割も、近世初期の幕府による武家統制の重要な側面として注目されている。その中では、徳川氏に服従した大名らは「幕府公儀の世界の構成員」と捉えられており、<sup>⑪</sup>譜代と上級旗本の幕政参与や軍事的役割などの検討もなされている。<sup>⑫</sup>これに対して、將軍家親族たちの地位・役割については、戦略要地の配置や重要な幕政への関与など一部かつ曖昧な機能しか言及されておらず、その具体像をさらに検討する必要がある。

以上を踏まえて、本稿では、近世初期における將軍家親族の編成・配置の実態とその成立過程に目を向きたい。とはい

え、政治史の視座からみると、徳川将軍家親族が指し示す対象は必ずしも自明ではない。家康を首領とする徳川・松平一族について中村孝也は、家康と血縁関係を有する直系子孫や松平庶流筋などを「純粹な松平一族」と理解し、松平（徳川）氏は「血縁集団」たる彼らと、松平名字を与えられながら政治・社会的利益の獲得にとどまる家臣や外様など「擬制族党」とともに構成されていたとする<sup>⑭</sup>。一方、名字授与の基準や意図の曖昧さが残るため、松平授姓Ⅱ擬制親族の認識を見直すべきだとする黒田基樹の指摘もある<sup>⑮</sup>。また、血縁集団においても、家康以降の將軍庶子筋と、家康以前の松平庶流筋との格差は歴然としていた<sup>⑯</sup>。つまり、將軍家親族か否かを名字あるいは血縁関係だけで判断しがたいところがあり、その構成や定義については、当該期の政治状況と関連する政策の影響も見落としてはならないと思われる。

ところで、すでに述べた尾張・紀伊・水戸三家は、家康の血筋を引きながら、將軍家と同じく徳川名字を用いる紛れもない將軍家の親族成員であるため、彼らの位置づけを把握することが、將軍親族の編成・配置状況の特質の解明には必須といえよう。一方、林董一の研究により、御三家という表記が正式に使用されはじめた近世中期以降、三家は「いかなる大名の追従をも許さない」崇高かつ特別な格書を有することが明らかにされてきたが、その前、ことに近世初期における彼らの編成・配置のされ方については検討すべきところが多い。そもそも、「御三家」という枠組みは一般に家康の構想によって創出されたものと考えられているが、これはあくまで父子関係に基づき二人の息子へ私的な礼遇を与えたに過ぎないとする林の見解と、秀忠が息子の忠長を割り込ませ、自らの「御三家」構想を作り上げていたとする小山譽城の見解もあるため、他の親族と区別する「御三家」の成立過程を自明の前提とすることには慎重である必要がある。よって、本稿では、かかる枠組みと格式の時期的展開に留意しつつ、幕府成立期における將軍家親族の地位や役割の考察を通して、いわゆる「御三家」の成立過程を段階的に追っていくことにしたい。

① その代表として、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五年、一二五頁）がある。

② 松尾美恵子「近世大名の類別に関する一考察」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五十九年度、一九八五年）。

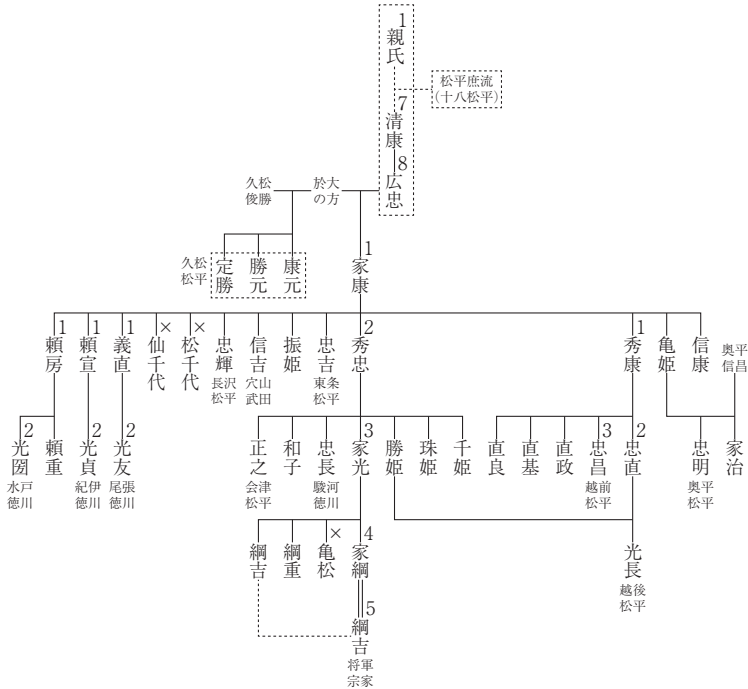
- ③ 高野信治「大名と藩」(『岩波講座日本歴史』近世二、岩波書店、二〇一四年)四六頁。
- ④ 藤井讓治『江戸開幕』(講談社、二〇一六年、初出一九九二年)二〇三頁。
- ⑤ 三宅正浩「江戸幕府の政治構造」(『岩波講座日本歴史』近世二、岩波書店、二〇一四年)三〇九頁、同「近世大名の成立過程——徳川政權の武家編成——」(『九州史学』一七五、二〇一六年)。
- ⑥ 前掲注②松尾論文。
- ⑦ 笠谷和比古「近世大名の諸類型」(『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、初出一九九二年)一四二頁。なお、御三家という表記は、概ね五代將軍綱吉の代から正式に使用されはじめたため、本稿ではそれ以前の御三家をあわせて述べる時に「付で「御三家」と表記する。
- ⑧ 笠谷和比古「国持大名」論考」(『武家政治の源流と展開』清文堂出版、二〇一一年、初出一九九四年)七八頁。なお、義直は義知・義利、頼宣は頼将・頼信とも名乗った時期があるが、混乱を招きかねないので、本稿では義直・頼宣で統一する。
- ⑨ 松尾美恵子「大名の殿席と家格」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五五年度、一九八一年)。

## 第一章 家康の親族政策

### 一 関ヶ原戦前の松平一族の処遇

本章では、家康による徳川・松平一族対策の成立と展開を、のちに「御三家」の祖となる三人を含めて検討していき

- ⑩ 前掲注⑤三宅二〇一四年論文、一一頁。
- ⑪ 藤井讓治「公儀国家の形成」(『幕藩領土の権力構造』岩波書店、二〇〇二年、初出一九九四年)。
- ⑫ 三宅正浩「近世初期譜代大名論——軍事編成と所領配置」(『日本史研究』五七五、二〇一〇年)。
- ⑬ 林董一「御三家」の格式とその成立」(『史学雑誌』六九卷二二号、一九六〇年)、隼田嘉彦「福井藩の成立」(『福井県史』通史篇三近世一、一九九四年)一一一頁。
- ⑭ 中村孝也「家康の族葉」(講談社、一九六五年)五〇六頁。
- ⑮ 黒田基樹「慶長期大名の氏姓と官位」(『近世初期大名の身分秩序と文書』戎光祥出版、二〇一七年、初出一九九七年)三三頁。
- ⑯ 前掲注⑦笠谷著書一四二―一四五頁。
- ⑰ 前掲注⑬林論文。
- ⑱ 白根孝胤「御三家」の成立と家康の戦略」(笠谷和比古編『徳川家康』富帯出版社、二〇一六年)九四頁。
- ⑲ 前掲注⑬林論文。
- ⑳ 小山譽城「徳川秀忠政権の「御三家」構想」(『徳川御三家付家老の研究』清文堂出版、二〇〇六年、初出一九八六年)三〇頁。



【図一】 徳川・松平一族系図 (家康中心)

※『徳川諸家系図』、中村孝也『家康の族葉』を参照。なお、本稿に出てこない人物は割愛する (×は早世、=線は養子)

い。いわゆる一門の「大名」化や有力外様への松平授姓など、徳川将軍家親族に関わる政策は、主に慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い以降、家康の天下掌握と将軍任官に従ってなされていったが、血縁関係あるいは擬制関係による家康の親族はその前よりすでに戦国大名徳川氏の「家中」に編成されていたと考えられる<sup>①</sup>。よって、まず関ヶ原戦前の家康の血縁や擬制親族への処遇を、多くの研究成果に基づいて整理する必要がある。

家康と血縁関係を持つものには、彼の代以前、すなわち三河松平郷時代から安城時代にかけて松平宗家より分立した、いわゆる十八松平（実際には一四の家系）という一族庶流と、彼の直系子孫が存在した<sup>②</sup>。

また、家康の同母異父弟の久松康元・勝元・定勝の三人は、永祿三年（一五六〇）に松平名字を授与されて家康の「同姓兄弟」とな

【表一】 徳川氏関東入国後と関ヶ原戦後の松平庶流家の配置（石高・万石）

庶流家名	血筋源流	関東入国直後の配置				関ヶ原戦後の配置				備考
		当主	支城	封地	石高	当主	譜代	封地	石高	
竹谷	三代信光	家清	○	武蔵八幡山	1	家清	○	三河吉田	3	
形原	三代信光	家信		上総五井	0.5	家信		三河形原	0.5	
大草	三代信光	康安		—	—	康安		—	—	所領不明、のち断絶
五井	三代信光	伊昌		下総印旛郡内	0.2	忠実		—	—	
深溝	三代信光	家忠	○	武蔵忍	1	忠利	○	三河深溝	1	天正19年上総小見川
能見	三代信光	重親		—	—	重親		—	—	所領不明、のち忠輝家老
長沢	(三代信光)	康直	○	武蔵深谷	1	忠輝	○	下総佐倉	4	忠輝の加増は慶長7年
大給	四代親忠	家乗	○	上野那波	1	家乗	○	美濃岩村	2	
大給	四代親忠	近正		上野三蔵	0.55	一生	○	下野板橋	1	大給支流
滝脇	(四代親忠)	乗高		—	—	乗次		三河滝脇	—	
福釜	五代長親	康親		下総両郡内	—	康親		三河福釜	—	
桜井	五代長親	家広	○	武蔵松山	1	忠頼	○	遠江浜松	5	合戦直後は美濃金山
東条	(五代長親)	忠吉	○	武蔵忍	10	忠吉		尾張清州	52	長親息養春が東条家養子
藤井	五代長親	信一		下総布川	0.5	信一	○	常陸土浦	3.5	
三木	六代信忠	重忠		—	—	忠清		—	—	
久松	家康母	康元	○	下総関宿	2	康元	○	下総関宿	4	永禄三年に松平と称す
久松	家康母	勝政		—	—	勝政		—	0.1	初代は家康同母弟勝俊
久松	家康母	定勝		下総香取郡内	0.3	定勝	○	遠江掛川	3	
奥平	家康女亀姫	家治		上野長根	0.7	×	×	×	×	文禄元年死去
奥平	家康女亀姫	忠明		(上野長根)	0.7	忠明	○	三河作手	1.7	文禄元年兄遺領相続

\*藤野保『新訂幕藩体制史の研究』、和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』、『寛政重修諸家譜』等を参照（血筋源流は松平親氏を初代とする松平宗家から引いた血筋の源流、○は確定、—は不明、×は断絶）

り、松平一族に属することが認められた。ところが永禄末年の家臣団編成によって、松平庶流は他の家臣と同じように家康のもとに編成されることを余儀なくされた<sup>④</sup>。さらに、永禄九年一月に家康は家名を松平から徳川に改めることを勅許されるが、これを契機に、かつての松平宗家を支える分家としての一族庶流は、徳川主君の譜代家臣へ転換されていったといえよう。

その後、家康は織田信長との同盟関係に基づき、徳川氏の勢力を三河から駿河など五カ国へ広げていったが、天正一八年（一五九〇）に豊臣秀吉政権下の一大名として関東へ転封された。この間、家康の長男信康が天正七年に自害し、次男秀康が同一二年に秀吉の養子となり、三男秀忠が家康の継嗣となった一方、四男忠吉は生誕の翌年にあたる天正九年に庶流の東条松平家を継承し、五男信吉も同一五年に四歳で家康家臣の穴山武田氏を相続した<sup>⑥</sup>。なお、家臣の奥平信昌と家康の長女亀姫の間に生まれた次男家治

と四男忠明は、天正一六年に家康の養子となり、擬制親族として松平を名乗った。これに対して、この時期に松平名字を賜った家臣の大須賀・戸田・松井・依田らを一族に属させた形跡は見られない。

これら血縁関係者や松平を名乗る者の処遇には、徳川氏の関東転封をもって新たな変化が生じた【表二】。家康の関東入国とともに整えられた徳川氏の新たな領国体制において、家治や定勝、また一部の松平庶流も含めた中下級家臣は万石以下の知行を領して江戸附近に配置された。一方、竹谷（家清）・深溝（家忠）など五つの松平庶流と久松康元は松平名乗の四家を含めた上級家臣とともに万石以上の知行を賜り、領国周辺部の支城に配置された。これに対して、忠吉が武蔵忍一〇万石を、信吉が下総小金（のち佐倉）三万石を賜り、知行上で多くの上級家臣を超えた。

とくに忠吉の場合、筆頭家臣の井伊直政・本多忠勝・榊原康政や、豊臣大名として下総結城家を相続した秀康に並んで、僅か一歳で一〇万石台の領主となったが、知行拝領から一年半の間入封もできず、領地の現地支配や支城預かりなど軍役も自ら担っていないなかったと考えられる。<sup>10</sup> 軍事的役割を即刻に果たし得ない忠吉は、家康の息子という血縁的立場をもって特別扱いされていたといえよう。なお、前述した擬制的親族身分を賜った久松・奥平の五人はいずれも家康と確実な血縁関係を持つものである。ここからみると、血縁による親疎区分が存在することはひとまず否めない。

ところが、忠吉・信吉以外の血縁関係者たちは他の家臣とほぼ同じように編成されていき、この親族区分による共通の性格や特別待遇を与えられなかった。忠吉と信吉は徳川名字を名乗れないが、二人の知行面などの優遇を「後の親藩大名の起源」と捉えることはあり得るだろう。ただ、かつて松平庶流家が宗家から分立したことと違い、二人は既に存在する庶流家や家臣家の当主として領主化されたのである。また、のちに六男忠輝も慶長四年（二五九九）に長沢松平家を相続して武蔵深谷一萬石を賜り、早世の七男松千代・八男仙千代も他家に養子入りした。<sup>14</sup> ここから見ると、この時期に家康は名義上での徳川（松平）氏分家の創出を控えていたといえよう。



## 二 関ヶ原戦後の親族配置

慶長五年九月の関ヶ原合戦の勝利をもって、徳川家康の覇権が確立し、徳川幕藩体制が形成されていったことは周知の事柄である。そして戦後処理を契機に、徳川氏の「家中」を構成する親族や大身家臣も独立領主として取立てられていった。その中で、松平庶流や擬制親族らは【表一】に示したように、他の家臣とともに譜代「大名」あるいは旗本として配置・編成されていたが、秀康と忠吉はそれぞれ越前六八万石・尾張五二万石を拝領して国主に昇格し、信吉も常陸水戸一五万石を賜り、一挙に有力な外様衆と比肩できる大身領主となった。<sup>15)</sup>

しかも、越前・尾張・常陸水戸は畿内・西国や奥州の押さえとして、成立初期の徳川政権にとって「肝要之地」<sup>16)</sup>とされたところであったから、これらの地域に配置された三人に相当な軍事的役割を担わせようとした家康の意図が窺える。さらに、病弱で慶長八年九月に死去した信吉はともかく、秀康と忠吉は合戦直後から、醍醐寺三宝院義演から「大坂・伏見内府ノ留主アルベキ」<sup>17)</sup>といわれるように、家康不在の間の上方の押さえとして期待されていた。天下人の息子たちは明らかな優遇を与えられたのである。

ただ、合戦直後の慶長五年一月頃に国主となった秀康・忠吉と、同七年五月の常陸佐竹氏の転封を契機によりやく一〇万石台の城主となった信吉との明らかな格差から、三人の所領配置は必ずしも単に血縁関係で決められたわけではないことがわかる。そもそも関ヶ原の役において、秀康は北関東の諸大名を指揮して上杉景勝を警戒し、忠吉は徳川軍の先手衆として合戦に参加し、いずれも確実な戦功をあげたため、二人の一国拝領を東軍に属する豊臣系武将たちの加増転封<sup>18)</sup>と同様に論功行賞と捉えることができる。信吉も合戦中に江戸城西丸の留守居役を務めていたため、彼の独立領主化や兄たちとの格差を論功行賞による結果と捉えることもできよう。<sup>20)</sup>

外様と同じような戦功基準で息子たちを配置したのは、おそらく関ヶ原戦後の政治情勢、ことに豊臣政権に配慮した家



康の戦略であろう。ただ、慶長八年二月に家康が將軍に就任して徳川氏の天下支配を制度的に確定した後、一門配置もついに戦功基準より離れていった。幼少で参戦しなかった忠輝は、慶長七年二月に元服してから僅か四万石で関東地域の信吉旧領に転封されたが、二か月後に家康の將軍任官に伴って信濃川中島一四万石を賜り、一挙に有力な領主となった。

また、同八年中に、関ヶ原戦後に生まれた家康の九男五郎太丸（のち義直）が二五万石の甲斐国主となり、一〇男長福丸（のち頼宣）が二〇万石（翌年に二五万石）で信吉死後の水戸を拝領し、同一一年に一一男鶴松（のち頼房）も常陸下妻一〇万石を賜った。將軍となった家康が、従来の配慮をやめ、より恣意的な一門配置をはじめたといえよう。

また、慶長一〇年に將軍職を秀忠に譲って大御所となつてから、家康はさらなる積極的な一門配置策を行った。同一二年三月に忠吉が無嗣で病死した後、義直は四八万石（のち六二万余石）で幕府に没収された尾張へ転封され、また頼宣は同一四年一二月に駿河・遠江へ五〇万石で転封され、頼房が代つて水戸へ二五万石で封ぜられた。同一五年閏二月に忠輝も約四五万石で越後福島（のち高田）へ転封され、事実上の越後国主となつた。同一二年閏四月に病死した秀康の跡を嫡子忠直が襲封した後、家康直系の庶子筋は全て国主あるいは准国主（頼房のみ）レベルの領主となり、松平庶流など他の徳川「家中」より明らかに優遇されていた状況を見て取れる。

とりわけ義直・頼宣・頼房の三人は、兄たちの他家継承ルートによらず、そのまま家康の息子として大身領主に取立てられた。さらに、義直と頼宣が慶長一一年八月に元服してそれぞれ右兵衛督と常陸介に任ぜられたことと、將軍秀忠から発給された「徳川右兵衛督殿」宛の領知判物や「徳川常陸介殿」宛の御内書の写から、少なくともこの時期から二人はすでに徳川を称しはじめたことが窺える。家康と秀忠の相次ぐ將軍就任による徳川將軍家の成立をもって、徳川氏直系庶子筋を取り立てる方法も、いよいよ徳川氏分家創出のようなかたちへ変わつていたのである。ただ、家康在世中において、慶長一六年に元服した頼房が徳川を称した証拠は見当たらず、秀康など他家に養子入りした息子たちが養子をやめて徳川に改称される形跡もなかった<sup>22</sup>。むしろ、家康は息子たちに格別な優遇を与えたものの、將軍家と彼らとの親族関係を強調

【表二】 徳川家康自筆年貢・小物成など皆済状目録（尾張・水戸分）

年代	内容	差出	宛名	出典	参考
慶長13.1.21	(水戸領) 大はし田地売払代金受取	—	伊賀 (声沢信重)	声沢文書	新修807
慶長14.2.2	尾張(知多蔵入地) 申年の米充金受取	松平右衛門佐 (花押)・(龍黒印)	千賀与八郎(信親)	正衆寺所蔵	新修397
慶長16.1.吉	尾張酉年の小物成皆済	—	石黒善九郎(重成)	東大史料編纂所蔵	新修429
慶長16.1.吉	尾張酉年の年貢・小物成皆済(写)	—	寺西藤左衛門(昌吉)	名古屋博物館所蔵	新修二580
慶長18.3.18	(水戸領内) 戌亥子三年の年貢皆済	—	伊賀(声沢信重)・三戸代	彰考館所蔵	新修478
慶長19.5.3	尾張戌亥二年の年貢皆済	(龍黒印)	市辺甚右衛門(好清)・寺西藤左衛門(昌吉)	名古屋城所蔵	新修484
慶長20.2.28	水戸丑年の上給(関所知行年貢)皆済	—	伊賀(声沢信重)・代官	彰考館所蔵	新修505

※徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』を参照

することや、いわゆる徳川一門＝親藩という親族編成(結集)の創出などを求めなかつたといえよう。

ところで、領知・家臣団を現地で自ら支配する兄たちと<sup>②③</sup>違い、この時期に義直・頼宣・頼房は家康のもとに養育されており、領国支配も家康から付けられた家老たちが代行していた。<sup>②④</sup>また、『当代記』慶長一七年正月条に「従去年諸国多分江戸將軍江被相納、但美濃伊勢両国は駿府江納、駿河遠江尾州是三ヶ国は右兵衛主常陸主分国也、於近江十三万石駿府へ同納」とあるように、義直と頼宣の財政は、慶長一二年から駿府で大御所政治をはじめた家康の財政と江戸の將軍財政が同一六年に分離された際に名義上では独立したが、実際には駿府に納められ続けたのである。【表二】に示した慶長一三年から同二〇年にかけて発給された家康自筆の皆済状によると、家康は水戸と尾張の年貢や小物成などを自ら決算承認して収めていた。ここから見ると、家康は三人の所領を事実上の直轄地として支配していたといえよう。

前述した忠吉の忍拝領と同じように、義直ら三人は幼少の頃に大身領主化されたため、家康の直轄支配を彼らに対する後援と捉えることができる。また、大御所となった家康は三人の知行配置を通して、本拠の駿府と戦略要衝の尾張・水戸に対する自らの支配を、將軍・幕府の東国支配と矛盾しない限りにおいて実現していたことも事実である。

## 三 親族政策の政治的展開

なお、この時期に知行面で優遇をうけた家康の息子たちは、いずれも「公家成」大名の基準である従四位下侍従より高い官位に叙任され、最年長の秀康はさらに毛利輝元・上杉景勝・前田利長に並んで諸大名中の最高位にあった<sup>26</sup>。このような卓越した政治的地位にあった原因について、将軍家との親族関係や前述した戦功基準のほか、彼らが当時の政治情勢に応じた軍事・政治的役割を负担していたことも看過できないと思われる。

慶長五年一月一日、忠吉は兄の秀忠とともに参内した時に四品侍従の叙任を勅許され、翌六年一〇月の家康江戸下向の後に尾張から上洛し、伏見城「留主」を務めた<sup>28</sup>。同八年二月の家康將軍宣下の時、秀康は従三位に叙せられ、同三月二五日の家康拝謝参内の時に細川忠興・京極高次・池田輝政・福島正則とともに「供ノ衆堂上五人」として將軍に供奉した。秀康も家康の命によって、家康江戸下向の慶長一一年九月から翌一二年三月まで伏見城に留守居をしていた<sup>29</sup>。ただ、二人はそもそも所領配置により畿内押さえの機能を有したため、かかる役割は必ずしも制度的に定められたわけではない。慶長九年七月以降、病気で養生し続けた忠吉の上洛や役割負担の形跡は見られなくなり、秀康の伏見在留も、「去年中二も国本へ罷下度存候へ共、病中ニ寒国へ罷下儀如何敷候間、上方ニ在之而緩々と養生候様ニと大御所被申候故、于今伏見令逗留候<sup>30</sup>」と秀康自身が述べるように、病気のためにやむを得ず伏見に滞在する間の臨時役に過ぎなかつたのである。

これに対して、慶長一〇年の秀忠將軍襲職を契機に、忠輝は四月一二日に参内して従四位下権少将に叙任され、同二六日に侍従以上の外様大名とともに新將軍の拝謝参内に供奉した後、同五月一日に「新將軍名代」として大坂城に派遣され、豊臣秀頼を見舞った<sup>33</sup>。僅か一四歳の忠輝は兄たちと違い、拔群の政治的地位も政治参与の経験も有しないから、彼が名代役を務めた理由は將軍実弟という親族関係しか考えられない。しかもその見舞いは、新將軍の婿にあたる秀頼への上洛要請が豊臣側に拒まれた後になされた収拾策であつた<sup>34</sup>。そのため、臣下礼にあたる幕臣派遣ではなく、秀頼の義叔父に

あたる忠輝を派遣したことを、そもそも徳川将軍の支配体制に包摂されない豊臣氏の反発を防ぐための対策として捉えることもできる。つまり、徳川側は秀忠・秀頼の政治的位置関係をめぐる矛盾を避けるために、親族である忠輝を巧みに利用したといえよう。

將軍秀忠は同月一五日に江戸へ向かい、しかも慶長一九年の大坂の陣までの間に一度も上洛しなかった。一方、家康は慶長一二年から駿府に移って、大御所として豊臣氏・朝廷への対応や、西国方面の押さえを担当していたという<sup>55</sup>。いわゆる駿府政権の発足前の慶長一一年八月に、家康の上洛に随従した義直と頼宣は参内して元服し、ともに従四位下に叙された。同一六年三月に家康が後水尾天皇の即位礼のために上洛した際、随従した義直と頼宣がともに従三位権中将兼参議に昇進し、居所不明の頼房も元服して従四位下権少将に叙任された。

その直後の三月二八日に、大坂より上洛した秀頼は京都二条城に家康と対面した。義直と頼宣はその時に京都から鳥羽まで秀頼を出迎え、さらに同四月三日〔当代記〕は二日〕に家康の名代として秀頼来訪に返礼するため、大坂城に派遣された。事実上対等な形でなされた二条城会見は、家康の側近である本多正純から「秀頼様、昨廿八日大御所様江御礼被仰上候<sup>57</sup>」といわれるように、家康が秀頼を臣従させたことを世間に見せつけるためのものとなった一方、両氏の間の緊迫した状態もこの会見をもっていったん解消された。義直と頼宣も兄忠輝と同じように、親族として名代役を務め、大御所による豊臣対策の担い手となった。

ここには、家康は息子たちに領知や官位上で優遇を与えただけではなく、さらに豊臣への対応など特別な政治情勢に应じるために、親族関係を積極的に利用していたことが窺える。ただ、彼らは親族関係による明確な政治的地位や役割を与えられていたわけではなく、あくまでもそれぞれ個人として特定の役割を担わせられたため、それを体制上の親族編成(結集)と捉えることは難しい。

ところで、外様国持大名への松平名字授与は、慶長一〇年四月に前田利光(のち利常)の元服・称松平をはじめとして

【表三】 家康在世中の息子たちの処遇

長幼	人名	生年	家康在世中の最終状態				
			身分	処遇	領知	官位	叙任時期
長男	信康	永禄2年	嫡子	天正7年自害	—	—	—
次男	秀康	天正2年	松平（徳川）	慶長12年病死	越前68万	正三位権中納言	慶長10年
三男	秀忠	天正7年	將軍	慶長10年將軍襲職	—	従一位右大臣	慶長19年
四男	忠吉	天正8年	東条松平	慶長12年病死	尾張52万	従三位左近衛権中將	慶長10年
五男	信吉	天正11年	穴山武田	慶長8年病死	常陸水戸15万	—	—
六男	忠輝	文禄1年	長沢松平	慶長15越後拝領	越後高田45万	従四位下左近衛権少將	慶長10年
七男	松千代	文禄3年	長沢松平	慶長4年夭折	—	—	—
八男	仙千代	文禄4年	平岩親吉養子	慶長5年夭折	—	—	—
九男	義直	慶長5年	徳川	慶長12年尾張拝領	尾張61万余	従三位参議左近衛権中將	慶長16年
十男	頼宣	慶長7年	徳川	慶長14年駿府拝領	駿河・遠江50万	従三位参議左近衛権中將	慶長16年
十一男	頼房	慶長8年	（徳川）	慶長14年水戸拝領	常陸水戸25万	正四位下左近衛権少將	慶長16年

※『公卿補任』（三、吉川弘文館、一九三六年）、『慶長見聞録案紙』、『慶長日件録』、中村孝也『家康の族業』を参照

展開されていたが、ほぼ全ての武家領主を包摂した豊臣政権の羽柴名字・豊臣姓授与と異なり、松平名字の授与対象は十四家にとどまり、授与基準も曖昧で一貫性を見出しえない<sup>⑧</sup>。ゆえに家康による松平授姓には、外様有力大名と密接な政治的関係を築く志向が窺える一方、氏姓授与により官位叙任や擬制的親族関係を定めた豊臣期の政策を継承する意欲は見当たらない。

すなわち、家康は血縁や氏姓授与などを通して親族政策の政治的展開を図ったが、血縁あるいは擬制関係による親族編成の政治的創出は控えていた。なお、義直・頼宣・頼房三人が賜った領知・官位ことに徳川名字の優遇を、家康が三人を別格一門すなわち「御三家」にするという構想の証拠と捉える見解も少なくないが、三人のかかる待遇は、前述のように、ほとんどが徳川政権の成立過程や当時の政治情勢に従ってなされており、【表三】に示したように、必ずしも独特な地位あるいは枠組みを創出するためにつくられたわけではない。しかも、大御所名代など重要な役割を務めていた義直・頼宣と、政治的事情にほとんど参与しなかった頼房との領知・官位差も歴然としたため、この時期に三人を「御三家」のような同一かつ排他的枠組みで捉えることは難しい。

もちろん、家康は親族編成の創出を全く構想しなかったわけでは

ない。『当代記』慶長一五年三月五日条に「將軍(秀忠)駿府御立江戸江下向也、従大御所(家康)曰、右兵衛主・常陸主(頼宣)義頼忠給間、大御所逝去後別而可被引立由也」とあるように、家康は駿府に参向した秀忠に、自分の死後に義直と頼宣を特別に引立てよとの意思を伝え、二人の独立領主化を秀忠に任せた。慶長二〇年、大坂へ出陣した家康に随従した義直と頼宣が、將軍秀忠の二回の参内（冬の陣後と夏の陣後）に供奉したことから、二人を秀忠のもとへ付属させようとした家康の意図も窺える。ここで、家康が図ったのは義直と頼宣の特別扱いだけではなく、彼ら二人を秀忠の代においても引続き特別に位置づけることであつただろう。

なお、他家の養子として明らかに宗家の継承権の埒外にあつた秀康らと違い、徳川を名乗つた義直らは將軍家が無嗣の危機に陥る場合に継嗣となることは不可能とは言えないが、当時彼らが継承権を賜つた証拠は全く見当たらない。また、義直と頼宣が元服で徳川を名乗つた慶長一一年頃、將軍秀忠は二八歳の壮年で二人の息子を持つていたため、わざわざ弟を継嗣にする必要はないと思われる。つまり、称徳川と継承権の付与との間に、確実な関係があるとは言えない。

- ① 山口啓二「藩体制の成立」(『幕藩体制成立の研究』、校倉書房、一九七四年)二三〇頁。
- ② 前掲「はじめに」注⑭中村著書六六―一五六頁・三五七―三六二頁。
- ③ 『譜牒余録』卷二六(内閣文庫蔵、和一六三三二号)。
- ④ 新行紀「三河平定」(『新編岡崎市史』二中世、一九八九年)八八四―八八五頁。
- ⑤ 笠谷和比古「徳川家康の源氏改姓問題」(『関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九七年)一一八頁。
- ⑥ 前掲「はじめに」注⑭中村著書三六二―四七七頁。
- ⑦ 鈴木紀三雄「松平下総守忠明について」(『設楽原歴史資料館研究紀要』第三号、二〇〇九年)。
- ⑧ 前掲「はじめに」注⑭中村著書六五九―六六二頁。
- ⑨ 北島正元「関東入部時代」(『江戸幕府の権力構造』岩波書店、一九六四年、初出一九五五年)一八九―一九九頁、前掲「はじめに」注①藤野著書一七五―一七七頁。
- ⑩ 和泉清司「関東領有時代の領国形成と支配」(『徳川幕府成立過程の基礎的研究』文献出版、一九九五年、初出一九八四年)一三二―一三三頁。
- ⑪ 『家忠日記』(臨川書店、一九八一年)天正一九年正月九日条に「大坂より福松様江戸へ御帰ニて」とあるように、忠吉は当時、人質として大坂に送られており、同年二月二九日条に「福松様近日御うつり」と、当年末まで入封しえなかつた。下村信博「松平忠吉家臣文書の一考察——付松平忠吉文書補遺——」(『名古屋博物館研究紀要』第三号、一九九〇年)。



- ⑫ 和泉清司は『家忠日記』をあげ、忠吉の忍配置の当初に家老の小笠原吉次が代って領知や家臣団の支配に当っており、忍城も忠吉と同時に忍に配置された松平（深溝）家忠が受け取り、支配役を務めていたとした（前掲注⑩和泉論文二二九～二三三頁）。根岸茂夫「武蔵における譜代藩の形成」（村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年）八三頁。
- ⑬ 前掲注⑩和泉論文二二六頁。
- ⑭ 黒田基樹「松平忠輝文書の基礎研究」（前掲「はじめに」注⑮著書、初出一九九五年）二六〇頁、徳川義宣「家康の第八子仙千代」（『新修徳川家康文書の研究』吉川弘文館、一九八三年）六九七～六九八頁。
- ⑮ 一門の知行取については諸説あるが、本章にあげたのは、牟田嘉彦「福井藩と小浜藩の成立」（『福井県史』通史編近世一、一九九四年）一二二頁、白根孝胤「尾張徳川家の創立」（『新修名古屋市史』第三卷、一九九九年）一四頁、小池進「駿府政権と駿府徳川藩」（『静岡県史』通史編三近世一、一九九六年）一八二頁、所理喜夫「水戸藩、諸藩の成立」（『茨城県史』近世編、一九八五年）八七～九三頁、前掲注⑭黒田論文二六〇～二六一頁、前掲「はじめに」注①藤野著書二二九頁を参照。
- ⑯ 慶長二年閏四月二四日付越前年寄中宛徳川家康黒印状（中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』下巻之一、吉川弘文館、二〇一七年、五一頁）に「越前肝要之地候間」とある。
- ⑰ 『義演准后日記』二（『統群書類従完成会、一九八三年、二二八頁』慶長五年一月九日条に「中納言家康息近日参内云々、則関東へ下向云々、三河守家康息是ハ越前拝領云々、<sup>（秀忠）</sup>下野守家康三男尾張国云々、大坂・伏見内府ノ留主アルヘキ云々」とある。
- ⑱ 慶長五年九月七日付伊達政宗宛徳川家康書状（中村孝也『新訂徳川家康文書の研究』中巻、吉川弘文館、二〇一七年、六七三頁）に「其表之儀三河守有相談、被人御精尤候」とある（下村信博「松平忠吉と関ヶ原の戦い」『名古屋博物館研究紀要』第三四号、二〇一二年）。
- ⑲ 関ヶ原戦後の論功行賞によって、東軍豊臣系武将たちはそれぞれ国持大名に昇格していき、実に二〇ヵ国以上の領知を賜ったという（笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版、二〇〇〇年、九三～九五頁）。
- ⑳ 『慶長見聞書』三（『愛知県史』資料編一二織豊三、二〇一五年、七四九頁）に「江戸御留守居（中略）西丸三万千代様御座候」とある。
- ㉑ 慶長三年八月二五日付「徳川石兵衛督」宛「尾張国一円出置之訖、全可有領知之状如件」という秀忠判物（徳川美術館蔵、『愛知県史』資料編二一近世七、二〇一四年、一三三頁）がある。また「徳川常陸介殿」宛の秀忠御内書の写（権現様台徳院様大猷院様御内書写、東京大学総合図書館蔵）が六点ある。同史料中に頼宣が慶長一六年の官位昇進から称した「遠江宰相」宛の秀忠御内書もあるから、頼宣は当時徳川を名乗ったことがわかる。
- ㉒ 永井博「御三家」の家格形成過程——官位を中心に——（『茨城県歴史館報』二九、二〇〇二年）、黒田基樹「結城秀康文書の基礎的研究」（前掲「はじめに」注⑮著書、初出一九九五年）二二三頁。
- ㉓ 秀康・忠吉・忠輝また彼らの筆頭家老（奉行）から発給された家臣宛知行宛行状や寺社寄進状、諸支配文書から、三人は当時家臣団統制や領内統治を自ら掌握していたことがわかる（前掲注⑲黒田論文、二二七～二三五頁、前掲注⑱下村論文、前掲注⑲黒田論文二六五～二七二頁）。また、信吉も自ら入封し、水戸で死去した（平山優「穴山武田氏」戎光祥出版、二〇一一年、二七二頁）。
- ㉔ 前掲「はじめに」注⑮白根論文九八頁。
- ㉕ 『史籍雑纂』第二一（国書刊行会、一九〇八年）一七八頁。
- ㉖ 下村効「天正文祿慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」（『栃木史学』



七、一九九三年）、前掲「はじめに」注⑮黒田著書二五二～二五三頁。なお、家康庶子筋の官位叙任については、前掲注⑭黒田論文二六〇～二六一頁、小山譽城「徳川秀忠政権の『御三家』構想」（『徳川御三家付家老の研究』清文堂、二〇〇六年、初出一九八七年）二一～三七頁を参照。

⑳ 『言経脚記』一〇（岩波書店、一九七七年、二五〇頁）同日条に「江戸中納言殿・同下野守等参内、先勸修寺へ黃門御出、朝浪有之、同右大弁宰相へ下野殿御出、今日四品侍從勸許也云々」とある。

㉑ 『義演准后日記』（前掲注⑰、三三八頁）慶長六年一月八日条に「伏見城へ為留主尾州清須城ヨリ上洛」とある。

㉒ 『時慶記』三（臨川書店、二〇〇八年、三七頁）同日条。なお、『綿老輯録』（二忠興公上、汲古書院、一九八八年、四二六頁）によると、秀康はこの昇位をもって細川忠興より上に列し、供奉衆の首位となった。

㉓ 『慶長見聞録案紙』（汲古書院、一九八六年、三一頁）慶長一一年九月二日条に「伏見二者越前中納言殿秀康可有御在留旨 内府様被仰出」とある。

㉔ 二月二日付（推定年代慶長一二年）島津家久宛秀康書状（『鹿児島県資料 旧記雑録後編』四、一九八四年、一〇七頁）。

## 第二章 秀忠の親族政策

### 一 元和前期の徳川・松平一族処遇

元和二年（二六一六）四月一七日に家康が駿府で逝去した後、大御所・將軍二元政治体制の解体と大坂の陣の終結によ

⑳ 『慶長日件録』第一（統群書類従完成会、一九八一年、一七九～一八四頁）同日条。

㉑ 『当代記』（前掲注⑳、八八～八九頁）同日条。

㉒ 福田千鶴『豊臣秀頼』（吉川弘文館、二〇一四年）二二八～二三一頁。

㉓ 鎌田道隆「初期幕政における二元政治論序説」（『奈良史学』一〇、一九九二年）。

㉔ 『豊臣秀頼御上洛之次第』（山口県文書館所蔵）に「大御所為御名代、右兵衛様・常陸様卯月三日大坂御下向」とある。『当代記』（前掲注⑳、一七三頁）同四月二日条。

㉕ 三月二九日付（推定年代慶長一二年）江戸年寄衆宛本多正純書状（『慶長見聞録案紙』、前掲注⑳、七五頁）。

㉖ 前掲「はじめに」注⑭中村著書六四六～六七六頁、同「はじめに」注⑮黒田論文三〇～三二頁、堀越祐一「豊臣期における武家官位制と氏姓授与」（『豊臣政権の権力構造』吉川弘文館、二〇一六年、初出一〇〇三年）二六頁。

㉗ 『当代記』（前掲注⑳、一六二頁）同日条。

㉘ 『塵芥記』（京都市附属図書館蔵）同年正月二六日条、『言経脚記』下（岩波書店、一九九八年、四〇頁）同年閏六月二日条。

る元和優武の達成に伴い、秀忠中心の政治体制が発足した。それから寛永九年（二六三二）正月の死去まで徳川政権を導いた秀忠は、忠輝・忠直の改易・配流やのちの「御三家」の極位極官、また頼宣の紀伊転封や自分の息子忠長の昇格など様々な親族処遇を決定していた<sup>①</sup>。一方、秀忠の親族政策に関する先行研究では、概ね「御三家」の枠組みを含む一門構造がすでに創出・構想されてきたことを前提として、それに対する秀忠の継承・改造策をめぐって議論がされている<sup>②</sup>。しかし、前章で示したように、家康はかかる親族編成や枠組みの制度的創出を控えていたことを踏まえると、この新たな前提から秀忠の親族政策を見直す必要性が浮かび上がる。

家康の死による代替りに伴って、將軍家親族については、(1)義直・頼宣・頼房三人の独立領主化、(2)元和二年七月の忠輝改易・配流、(3)元和三年七月の義直・頼宣権中納言昇任という三つの変化を挙げることができる。つまり、大坂の陣中の乱行を咎められた忠輝の失脚をもって、政治上で將軍実弟という立場にあったのは、家康死後に各自入封して領知・家臣団を支配しはじめた義直ら三人のみとなった。そして、義直と頼宣はまるで前述した家康の意思にしたがったように、官位上で一挙に上杉景勝や隠居中の毛利輝元に並んで武家領主の最高位にのぼったが、頼房の地位は全く変らなかつたため、彼と両兄との格差はさらに拡大された。こうした事実と、頼房を含む「御三家」は秀忠政権の発足を契機に「一応の形態がととのえられた<sup>③</sup>」とする一般の見解とが齟齬している。むしろ、「御三家」は枠組みさえこの時期に創出されていなかったといえよう。

一方、家康期と同じように、秀忠も中納言昇進後の義直・頼宣に重要な政治的役割を務めさせた。元和三年八月二六日、秀忠は伏見で第二回の朝鮮回答兼刷還使節の一行を応接した。その時に行われた饗宴について、幕府儒者の林羅山が著した「朝鮮信使來貢記」には次のように記されている<sup>④</sup>。

有式三獻、近習諸大夫板倉周防守重宗・永井信濃守尚政等為御給仕、三使各賜盃每度備兼金台盛物、（板倉勝重）（永井利勝）伊賀守・上野介・大炊助・対（宗）

義成  
馬守揖、通事朴大根令言上官使之謝詞、三献已訖、將軍家人御云々、其後尾張中納言(義直)、駿河中納言(頼宣)、頼信出其座、謁三使、備饗膳七五三、通事以下皆於次間賜椀飯、未刻朝鮮人退出、其後將軍家有出御、対面両中納言、米沢中納言(上杉)景勝、越前宰相忠直、大崎(伊達)宰相政宗已下諸大名等

朝鮮三使を招待する饗宴の中に、秀忠は式三献を行つてから退出した。その後、義直と頼宣は三使に拝謁し、使節たちの御膳に相伴した。同じ中納言の景勝や同じ一族の忠直も含めた在伏見の諸大名はいずれも列席さえ許されなかつたから、義直と頼宣の応接参与は単なる官位や親族身分に相應する一般的待遇ではないことがわかる。一方、朝鮮正使吳允謙の記録に「(秀忠)行酒後又曰、吾則当罷入、使吾両弟待飯、願使臣安心便坐」とあるように、義直・頼宣は將軍の代わりに、しかも將軍実弟として相伴役を務めたことがわかる。ここで、家康期の政治情勢に対応する直系親族の活用は、秀忠に受け入れられ、意識的に打ち出されたといえよう。義直ら二人のみの地位上昇もその政策の一環と捉えるべきであろう。

ところで、家康在世中の慶長一二年(一六〇七)に第一回の朝鮮使節を江戸で饗応した際、秀忠は自ら応接し、ほかの相伴を使わなかつたようである。<sup>⑥</sup>つまり、秀忠は単に前例を踏襲したわけではなく、家康期の政策を受け入れながら、自らの意思で義直・頼宣に新たな役割を付与したのである。しかも、改変はこれだけではなかつた。元和五年(一六二九)の秀忠上洛中、七月に頼宣の紀伊・伊勢五万五千石への国替えが決定され、紀伊徳川家の成立がなされた。同月二五日、秀忠は義直・頼宣をはじめとする武家衆を率いて参内した。その際に行われた御礼について、公家土御門泰重の日記には次のように記されている。<sup>⑦</sup>

御礼之時御殿常御所、自長橋経御廊下、申口ヨリ主上御前御参候、(秀忠)公方御太刀持常刀持吉良与大沢正具両人落縁伺公也、三献過、公方様酌ニテ昵近之公家へ、御前ニテ御とをり如恒例御座候、其以後公方御連枝尾張(義直)・駿河両中納言太刀折紙にて御礼被申候、天

盃頂戴也、次公方如本長橋局まで退出、諸大名之御礼清涼殿ニテ有之、御礼申終テ公方還御也、今日之義公私共珍重也、

常御所で行われた將軍秀忠から天皇への御礼や三献の儀・昵近公家の御酌の後、同場所まで供奉した義直と頼宣は天皇への御礼を行い、天盃も頂戴した。これに対して、將軍が長橋局まで退出した頃、諸大名は清涼殿で天皇への御礼を行った。かつて義直と頼宣のみが供奉した元和元年正月の秀忠参内には、二人の天皇への謁見もあったが、武家供奉衆の中で二人には他と異なる御礼や役割をさせるのは、今回が初めてであった。將軍權威にも関わる参内の儀において、義直と頼宣を將軍「御連枝」として特別に扱うことから、彼らを含む上級武家衆の序列編成を改変しようとした秀忠の意図が窺える。

## 二 一族処遇の変化と將軍交代

その後、將軍家の親族構成と処置は本格的な転換期を迎えた。元和六年九月六日、將軍嫡子の竹千代（のち家光）は元服して大納言に任ぜられ、彼の弟・秀忠三男の国松（のち忠長）も元服して従四位下参議兼右近衛権中将に叙任され、甲斐宰相（甲斐・信濃二〇万石拜領）と称した。二日後、頼房も元服以来久々の昇進で正四位下参議兼左近衛権中将となり、水戸宰相と称した。こうして忠長は領知高や官職上で頼房に並んだが、家光の將軍襲職の元和九年七月に忠長はまたの昇進を許され、義直・頼宣と同格の従三位権中納言となった。さらに翌寛永元年（一六二四）七月、忠長は頼宣転封後の駿府城を賜り、駿・遠・甲・信の内五万石を領した。寛永二年一〇月一九日の駿府初入部をもって、忠長は義直・頼宣と比肩する独立領主に取立てられたのである。

將軍家から取立てられた新しい親族として、忠長の地位上昇はとりわけ注目されている。秀忠政権の親族処置を検討した小山譽城は、忠長の優遇を諸大名ことに徳川一門に秀忠の將軍權威を誇示する政策の一環と理解し、忠長が格式上で義

直ら三兄弟の中に割り込ませられ、叔父にあたる義直・頼宣とともに「徳川一門の中でも別格」の三家として位置づけられていたとする<sup>⑩</sup>。一方、忠長の駿府移封は秀忠の小田原隠居計画など政治・軍事的意図に導かれたとする下重清の見解<sup>⑪</sup>があり、忠長の官位叙任や昇進も叔父たちと同じように、將軍嫡子・兄家光の元服叙任や將軍襲職などを契機になされたため、彼の処遇は必ずしも家康の息子への処遇と異なる方針で決められたわけではない。小山はこれを「弟たちと同格の大名を創出できる」絶対權威を知らしめる秀忠の一門牽制策と捉えたが、忠長は義直・頼宣と同格になつてから政治上で三人のみがセツトで扱われた形跡も見当たらず、前述した義直と頼宣の地位上昇と役割分担も秀忠が決定したものであったため、これを家康期の親族政策に対する秀忠の繼承と活用と捉えるべきであろう。

さらに注目したいのは、頼房こそ甥の忠長とともに宰相に任じられてから、ようやく両兄とともに政治的役割を務めはじめたことである。元和九年八月六日に、上洛中の家光は將軍宣下拝謝の参内を行った。その際に供奉した「公家成」武家衆の行列について、將軍御太刀役を務める高家吉良義弥の家に伝来した『吉良家日記』には、次のように記されている<sup>⑬</sup>。

- 一、(公家成武家)義直(頼房)
- 一、次二公家、尾張・紀伊・水戸此三人長柄、残ノ公家衆ぬり輿ニて御供、(四位以上公家)
- 一、四品之衆御先江参、禁中四足之御門ニて御目見事、(公卿御門か)
- 一、禁中ノ公家衆何レモ四足ニて御目見之事、(家光御車)
- 一、御車、四足ノ御門ニ立候事、
- 一、御連枝御三人、立石迄長柄ニ召候事、(公家成大名)
- 一、公家大名衆、葉院ノ惣門ヨリ下候事、

將軍御車の後ろに供奉する侍従以上の武家衆の中で、「御連枝」の義直ら三人は禁裏の立石（公卿御門外か）まで長柄に

乗ったが、諸大名はその手前の施薬院側中立売惣門で塗輿から降りた。そして元和五年とほぼ同じように、常御所で將軍家光から天皇への御対面や三献の儀・昵近公家の御酌が行われた後、同じ場所でも頼房が義直・頼宣とともに天皇への御礼・太刀献上や天盃頂戴などを行った<sup>14</sup>。これに対して、家光が女御（実妹の和子）へ御礼をした頃、ほかの武家供奉衆は天皇への御礼を清涼殿で行った<sup>15</sup>。

官位上で頼房と同格の前田利常など外様国持大名が塗輿供奉で、清涼殿での御礼の様子も異なるため、頼房は官位や領知ではなく、まさに「御連枝」すなわち將軍家との親族関係によって義直・頼宣と並んで扱われたことがわかる。しかも、頼房は両兄のように親族として政治に参与する経験もなかったため、彼の参列も親族活用策の新しい展開と捉えるべきであろう。なお、右に述べた頼房の優遇から、領知や官位によらざる親族関係の区分機能も明らかになる。

忠長は今回の両御所上洛に供奉しなかったようだが、その後にも叔父たちのような立場を認められはじめた。寛永元年（一六二四）一月十九日に家光が江戸で第三回の朝鮮回答兼刷還使節一行を応接した際、元和三年の時と同じような饗宴が行われた。朝鮮側の副使姜弘重の記録によると、式三献の後、將軍家光は使節たちに好意を示すため、自らの接待という煩瑣な作法をやめ、頼房と忠長を遣わしたという。つまり、將軍還御の後、頼房と忠長は「公服」で使節に謁見し、同席で饗宴を接待した。そして前回の義直・頼宣と同じように、今回の二人が將軍に代って応接した時の身分も將軍親族であった。ここで、忠長と頼房も家康期以来の親族利用策に包摂されていたといえよう。なお、二人は同時期に政治的役割を担いはじめたことから、忠長への待遇は決して義直ら三人に対する秀忠の牽制策ではないことがわかる。ただ、今回ではこれまでと異なり、官位や領知そして血縁親疎（長幼秩序）さえ一致しない二人をセットで扱った。これは新將軍襲職がもたらした親族政策の改変であろう。

しかも、改変をうけたのは彼らだけではなかった。元和九年二月、越前宰相忠直が不行跡のため隠居・配流された。嫡子仙千代丸（のち光長）の相続が認められた一方、翌寛永元年三月に忠直の弟・越後侍従忠昌との国替が行われ、仙千代

丸は越後高田二五万石、忠昌は越前福井五〇万石を領した。同年、忠昌の弟三人（直政・直基・直良）もそれぞれ越前国内（大野・勝山・木本）で知行を与えられ、事実上の独立大名となった。<sup>18)</sup>

將軍交代の直前に甥かつ婿にあたる忠直を配流したのは、秀忠が新將軍となる家光に重すぎる荷を負わせないため、解決すべき問題を自ら決断した結果と考えられる。<sup>19)</sup> このことから、頼房と忠長の処遇も類似する問題である可能性が高く、元和後期における二人の地位上昇も秀忠のかかる意思によって決められたといえよう。よって、寛永元年の二人の役割負担や、秀康系越前一門の国替と拡大は、いずれも家光政治の円滑的展開に即した政治対策の一環ではないかと思われる。

### 三 寛永初期における「御連枝」の構成と地位

寛永三年（一六二六）、大御所秀忠と將軍家光は相次いで六月・八月に上洛した。秀忠は七月一二日に、家光は八月一八日に参内を行った。秀忠の参内について、土御門泰重が「（秀忠）常御所ニテ御礼、三献アリ、其以後御舎弟二人御礼、一献アリ、公方ハ中宮へ御参候、其間主上清涼殿出御、諸大名御礼アリ」と述べるように、義直と頼宣は先例の通り諸大名とは別に御礼を行った。一方、家光の参内について、泰重の日記には次のように記されている。<sup>20)</sup>

其以後参内、常御所にて作法如常、良子千枚・綿千把・御給白五十進上也、三献目公家昵近之衆計御通ニ罷出候、公方御酌、其以<sup>(家光)</sup>後<sup>(忠長)</sup>駿河・水戸御礼、御盃頂戴也、其以後公方御兄弟御学文所より中宮御方へ御参候、其間御供大名ニ御対面、松平下総守一人也、諸大名ハ今日御ゆるし公方ヨリ不罷出候、主上中宮へ行幸、御振舞相伴之由承及候、其以後女院御所へ御参候、三献如常、進上之物銀子五百枚・綿五百把・御給三十白、駿河中納言良子百枚、水戸十枚也、御対面也、今日之義珍重也<sup>(中和門院)</sup>

今回は、諸大名が將軍の許可により供奉せず、義直と頼宣も供奉しなかった。代わりに、忠長と頼房が將軍に従って常



御所で御礼や天盃頂戴を行い、一門に準じる大和郡山城主松平忠明が唯一の「御供大名」として天皇に謁見をした。一方、「公方御兄弟」すなわち家光と忠長のみが実妹の中宮和子へ参ったことから、忠長の血縁上の特殊性や彼と頼房の親疎区分は將軍や朝廷側に認められていることが窺える。また、家光が国母中和門院へ参った時、供奉の忠長と頼房が、二人の官位・領知の差と相応するように百枚と十枚の銀子をそれぞれ進上している。二人の格式や地位の差は、他の公的儀礼などの場合においても認められ、役割負担によつて、その差が変ることがなかった。

にもかかわらず、二年前の相伴役を皮切りに、忠長と頼房が再び將軍家光のもとに並んで勤仕したことも事実である。大御所に供奉した義直・頼宣も加えて、この時期に血縁上で將軍家と最も近い四人は、秀忠と家光のもとにそれぞれ同様かつ特別な役割を担い、新たな二元政治体制の展開を支える存在となった。

その後、八月一九日に公家成武家衆の官位昇進が行われ、忠長は義直・頼宣とともに従二位権大納言に昇進し、三人並んで武家領主の最高位に位置したが、頼房も外様大名筆頭の前田利常・伊達政宗・島津家久と並ぶ従三位権中納言に昇進した。<sup>22)</sup> 四人の政治的序列がこのような形で定着し、義直・頼宣・頼房が任じた官位も後に御三家当主の極位極官となった。九月六日に家光が後水尾天皇と中和門院・中宮和子の二条城行幸を迎えるために参内した際、神龍院梵舜の記録によると、將軍御車の後ろに「一国之諸大名」すなわち国持衆は御供となり、しかも「一番尾州大納言殿、二番紀州大納言殿、三番駿州大納言殿、四番<sup>（永戸）</sup>ミトノ大納言殿、五番加州肥前守殿、其外」という官位による順次で並んでいた。

一方、行幸三日目の九月八日夜に催された和歌会において、親王や公卿衆とともに、天皇と秀忠・家光両御所に従つて列席することが許された武家衆は、義直・頼宣・忠長・頼房四人のみであった。<sup>24)</sup> このような特別かつ排他的な優遇は他にも見出せる。遡ると、元和一〇年（一六二四、二月より寛永元年）、徳川氏の伝統的正月行事である二日夜の謡初において、在国の義直を除く頼宣・忠長・頼房三人のみが、江戸城本丸表に出御した新將軍家光の前で「敷居之内二着座」<sup>25)</sup>、そして六献の儀まで祇候した。この排他的作法は一種の定式となり、忠長改易の寛永九年以降も、いわゆる御三家のみが將軍の

【図二】 寛永五年四月日光参向の門跡・公卿衆振舞の席次図

※『吉良家日記』「寛永五年辰四月勅使撰家門跡御振舞之次第」を参照

①	御座	
	妙法院門跡 梶井門跡	一条昭良 知恩院門跡 青蓮院門跡
	中院通村(勅使) 北畠親顕 桜井具堯	三条西実条(勅使) 高倉永慶 勸修寺経広

②	御座 御上段	水戸中納言頼房 駿河大納言忠長 尾張大納言義直 紀伊大納言頼宣
	御屏風立	榑笥隆朝 難波宗種
	塩小路通規 竹内俊治	坊城遂長 小川坊城俊完 花園公久

向座に着座しながら酒宴を行う形で幕末まで続いた。<sup>26)</sup> 公的儀礼上での優遇に限らず、四人セットの扱いは政治上も認められていた。寛永五年四月、家康一三回忌のために日光へ下向した門跡や公卿たちを江戸城で振舞う時、『吉良家日記』に記載された席次図【図二】によると、将軍が小広間で門跡・勅使・武家伝奏らと対面したのと時を同じくして、別場所(白書院か)の中段では頼宣・義直・忠長・頼房が並んで着座し、坊城遂長など殿上人に対する振舞に相伴し、事実上の応接主体として働いた。管見の限り、これは將軍家と最も近い四人に全員残らず政治的役割を務めさせた最初の事例であった。従来の政治事情による親族活用と違い、このような四人並列の役割負担は、むしろ前述した「御連枝」のような親族区分による枠組みを創出しようとした意図で決められたといえよう。將軍家の最も近い親族として、四人はともに特別な政治的地位にあった。

なお、この時期に頼房と忠長の名字に関する記載は見られないが、彼ら二人も称徳川の義直・頼宣も概ね「領国+官名(通称)」式の表記で呼ばれていたから、<sup>27)</sup> 四人がともに徳川を名乗った可能性は高い、忠長も叔父たちのように元服してから徳川を名乗ったと思われる。さらに、こうした四人がいわゆる徳川一門の最上位を独占する枠組みは、そもそも存在しえない家康の「御三家」計画から改変・再編したわけではなく、従来の政治情勢に対応する義直・頼宣への優遇を、秀忠が頼房・忠長まで広げたと考えられるため、これまでの親族政策

を換骨奪胎して作り上げたものであろう。

- ① 前掲「はじめに」注⑬林論文。
- ② とりわけ「御三家」については、主に將軍家と水戸家の入れ替えによる「御三家」の成立（林）、三家に関する家康の意思の継承（白根）、忠長の割込みによる「御三家」の改造（小山）等の説がある（前掲「はじめに」注⑬林論文、同注⑭白根論文、同注⑯小山論文を参照）。
- ③ 前掲「はじめに」注⑬林論文。
- ④ 京都史蹟会編『羅山先生文集』上、平安考古学会、一九一八年、二四九頁。
- ⑤ 「吳楸灘東槎上日録」（『海行摠載』二、朝鮮古書刊行会、一九一四年、九五頁）同日条。
- ⑥ 「慶七松海槎録」（前掲注⑤、五〇～五一頁）慶長二年六月六日条に「俄而倭官進飯、先奠白前、次及使臣前」とある。
- ⑦ 『泰重脚記』一（統群書類従完成会、一九九三年、二三四頁）同日条。
- ⑧ 「藤芥記」（前掲第二章注④）同日条に「將軍家於御前三獻了之後、於同所有御兩人御対面」とある。
- ⑨ 『東武実録』一（汲古書院、一九八一年、二三五頁）同日条に「去歲中納言忠長卿駿河国ヲ賜ルニ依テ入国ス」とある。
- ⑩ 前掲「はじめに」注⑯小山論文二八～三〇頁。
- ⑪ 下重清「徳川忠長の塾居・改易と「関東御要害」構想」（『幕閣譜代藩の政治構造』岩田書院、二〇〇六年、初出二〇〇〇年）四二頁。
- ⑫ 前掲「はじめに」注⑯小山論文二八頁。
- ⑬ 『吉良家日記』（吉良町史別冊史料、二〇一三年、一五一～一五二頁）同日条。
- ⑭ 『吉良家日記』（前掲注⑬）同日条に「兩中納言・水戸宰相天子江御（義直、頼宣、頼房）一礼、御太刀中壇江上ル、御礼下壇ニて有り、次二天盃有頂戴、御盃納り、公方様御立座」とある。
- ⑮ 『吉良家日記』（前掲注⑬）同日条に「公方様女御様御着座候中、天子清涼殿江出御有て、武家（公家成人名）天子御礼在之」とある。
- ⑯ 『吉良家日記』（前掲注⑬）同日条によると、供奉衆には中納言二人（義直・頼宣）、宰相六人（頼房・前田利常・伊達政宗・島津家久・毛利秀元・丹羽長重）、そして松平忠昌をはじめとする侍従一六人、合わせて二人がいる。ただ、『資勝脚記』（内閣文庫蔵、和三五五八七号）同日条に政宗の名がない。
- ⑰ 「姜東槎録」（前掲注⑤、二五六頁）同日条に「各飲三盃訖、忠世等又趨入、承將軍之言來伝曰、吾欲久坐、恐勞使臣、俺則入去、当令叔父与迷弟侍飯、幸少留、仍撤饌案、三使起拜如初、將軍起入、亦跣足也、觀其辭氣、多有喜色、所謂其叔即水戸宰相頼防、其弟即駿河中納言忠長也、皆着公服、自西來出来、設振舞、飯訖、又設茶花金台、更勸三酌而罷」とある。
- ⑱ ただ、直政だけが元和二年に家康から上総姉崎一万石を賜って独立領主となった（『譜牒余録』巻五、前掲第一章注③、前掲「はじめに」注⑮黒田著書二五五頁）。
- ⑲ 前掲「はじめに」注④藤井著書九〇頁。
- ⑳ 『泰重脚記』三（統群書類従完成会、二〇〇四年、一一二頁）同日条。
- ㉑ 『泰重脚記』（前掲注⑯、一一八頁）同日条。
- ㉒ 『梅津政景日記』六（岩波書店、一九六〇年、一六七頁）寛永三年八月二日条。
- ㉓ 『舜日記』六（統群書類従完成会、一九九四年、二六三頁）同日条。

②4 『資勝卿記』(前掲⑩)同日条、「寛永行幸記」(藤井讓治他監修「後水尾天皇実録」一、ゆまに書房、二〇〇五年、五二七頁)同日条。

②5 『視聽日録』(内閣文庫蔵、和二四一一〇号)同日条。

②6 平野明夫「江戸幕府の諠初」(『徳川権力の形成と發展』岩田書店、二〇〇六年)三四六頁。

②7 例えば「梅津政景日記」(前掲注②)寛永三年八月二四日条に「駿河中納言様大納言(義直)尾張右同(紀伊)、水戸宰相様中納言(松平)、奥守様右同、松平筑前様右同、松平薩摩様右同、松平伊予侍從様宰相(池田)、松平宮内様右同、松平下野様右同」とあるように、四人は「領国十官名」、諸大名は「松平名字+官名(国守名)」の形で呼ばれた。

### 第三章 家光の親族政策と「御三家」の成立

#### 一 忠長の失脚と「御連枝」の行方

とはいえ、秀忠在世中に義直ら四人に独占されていた「御連枝」すなわち徳川一門最高の地位は、必ずしもそのままの姿で定着したわけではない。そもそもこの血縁による親族編成は、二代將軍秀忠が自分の息子を初代將軍家康の息子たちに組み込んで作り上げたものであったため、理論上、家光以降の將軍たちが自分の息子をこのように位置づけ、新たな「御連枝」を続けて創出する可能性もあった。いまひとつ問題となるのは、この親族身分が継承できるか否かということである。寛永前期にかけてこの親族身分がもたらした特別扱いは、あくまでも義直ら四人が個人として受け取ったものであり、次の世代が同じような優遇を自然に継承し得たという証拠は未だ見当たらない<sup>①</sup>。しかも、四人の枠組みも長くは続かなかつた。

寛永八年(一六三二)二月、家臣への手討ちを繰り返す忠長に対して、將軍家光は二度三度と「御異見」を加えたが、忠長の乱行は収まらず、ついに大御所秀忠の耳に入れた結果、五月中に忠長の甲府蟄居が決められた<sup>②</sup>。その後、秀忠の病が重篤化し、忠長は崇伝や天海を介して秀忠への見舞いと自分の赦免を幕府に願ひ出たが、いずれも聞き入れられなかつた<sup>③</sup>。寛永九年正月二四日の秀忠の病没をもって、將軍家光の親政が発足し、忠長の処遇も家光に委ねられたのである。一

○月二〇日に、忠長を上野高崎に逼塞させ、彼の所領を没収する処分が決定され、しかも江戸城に呼び出された諸大名へ申渡された。<sup>④</sup>

忠長の失脚を、同年の肥後熊本加藤氏の改易とともに「御代始之御法度」と捉える見解もあるが、小池進と下重清の指摘によると、家光は秀忠とともに最後まで忠長へ復帰の機会を与えようとしていたため、必ずしも最初から弟を政敵と意識していたわけではない。<sup>⑤</sup>ただし、かつて將軍職を期待されていた忠長は、実際に周囲の刺激によって家光と対立せざるを得ない状況に置かれていたと考えられる。<sup>⑦</sup>寛永一〇年一二月六日、世継ぎのない家光の健康状態が悪化したことに伴い、政権を揺るがす存在になり得る忠長は逼塞先で自害した。<sup>⑧</sup>

こうした政情不安の中、これまで忠長に並んでいた義直ら三人は、事実上の徳川一門長老として將軍家光に信賴されていたと思われる。寛永一〇年六月二〇日に、家光は次のような書状を、常に在府していた頼房に送っている。<sup>⑨</sup>

きのふ申候通に、万事之儀是先へ之談合可申候間、其節何事もゑんりよなしに被申候は、可為満足候、其方之御事は別而心安思候ま、心中をのこさす万談合申事に候、兄弟有之候而もやくにた、す候間、此上は其方を兄弟同前に思候ま、、弥万事其心得可有候、謹言、

六月廿日

家光（花押）

水戸中納言  
（頼房）

すなわち、忠長の失脚に対して、家光は兄弟がいても役に立たないことを感じ、彼より一歳上の叔父頼房を「兄弟同前」のように頼りにしようとした。また、白根孝胤が指摘するように、家光親政初期において、義直ら三人は「御内用」の名目で頻繁に江戸登城を命じられており、彼らの付家老も駿府政権期の経験や諸大名との人的関係により御家騒動など

重要課題の克服に参画していたことが窺える。<sup>⑩</sup>しかし、秀忠死去の直前に幕政参与を命じられ、家光のもとに諸大名への申渡や挨拶を担っていた譜代筆頭の井伊直孝と準一門の松平忠明とは異なり、この時期に義直ら三人が具体的な幕府の政務を直接に担当した形跡は見当たらない。

一方、儀礼の場における彼ら「御連枝」三人の特別な役割は続いた。『吉良家日記』の記載によると、忠長改易直後の寛永一〇年正月二四日、秀忠一回忌法要において、家光が増上寺仏殿に二度の拝礼をして「仏前之左」に着座した後、義直・頼宣・頼房の三人のみが仏前に一拝をして「右ノ座」に着座した。一方、諸大夫以上の武家衆は「カラ門ノ内」に、直孝と忠明は「御仏殿右ノ落縁」に、高家吉良義冬ら三人は「同左ノ落縁」に、土井利勝ら重臣三人は「御廊下」に、小姓頭三枝守恵ら近習四人は仏殿後ろの左・右角にそれぞれ祇候したとある。將軍に伴って仏殿内に着座した徳川一門の三人は、幕臣や諸大名と異なり、むしろ徳川氏の祭祀主体（施主）を將軍とともに務めたといえよう。

また、寛永一三年四月の家康二一回忌法要の時、日光東照社のいわゆる寛永大造替が竣工した直後に家光は日光社参を行い、義直ら三人をはじめとする武家衆も供奉した。そして、一八日に新しい拝殿で行われた御経供養の際、義直ら三人のみが施主である家光に従って拝殿内に着座した。<sup>⑪</sup>山澤学は、これまで導師と勅使などの居座しか用意されておらず、公家中心の祭祀空間である拝殿において、將軍着座の空間が新たに創出されたことを指摘し、それを寛永大造替の最も重要な意義と捉えている。<sup>⑫</sup>ここからみると、將軍居座のそばに着座した徳川一門の三人は、家光による日光祭祀の中で重要な存在として仕えていたといえよう。

なお、同一八日に「東照社縁起」真名本上巻が奉納された後、追加作成の真名本中・下巻と仮名本五巻も寛永一七年四月の家康二五回忌の時に奉納されたが、寛永一六年一月四日に天海・知楽院忠尊・酒井忠勝は追加作成分の草稿を紀伊家江戸屋敷へ持参し、義直ら三人とともにそれを回覧・検討していることから、尾紀水三人も縁起の作成主体の構成員であったことがわかる。<sup>⑬</sup>それを三人に対する家光の配慮と捉える見方もあるが、少なくとも三人は徳川氏の構成員として、

【表四】 家光親政後の公卿衆関東下向に対する江戸城内の振舞

年月日	下向理由	門跡・勅使・摂家など公卿振舞			殿上人振舞		
		場所	主体	振舞対象	場所	主体	振舞対象
寛永9.5.1	日光祭祀	小広間	家光	二条康道以下計一二名	奥白書院次の間中段	尾紀水三人	綾小路公景以下計八名
寛永9.8.-	代替御礼	御広間	家光	高松宮好仁親王以下計一二名	小広間同次の間中段	尾紀水三人	藤谷為賢以下計一五名
寛永10.4.13	日光祭祀	小広間	家光	伏見宮貞清親王以下計六名	白書院中段	尾紀水三人	庭田重定以下計三名
寛永13.4.26	日光祭祀	御広間	家光	曼殊院門跡良恕法親王以下計一三名	白書院	尾紀水三人	四辻季継以下計一〇名

※『吉良家日記』（第二章注③197・199・223頁）に記されている席次図を参照

將軍家光のもとに徳川氏関係の事情に参与させられていたことが窺える。忠長の消滅にもかかわらず、秀忠期の親族編成が「御連枝」たちにもたらした特別な待遇は、家光親政後にも引続き認められていたといえよう。

## 二 「御三家」枠組みと家格の成立

三人となった「御連枝」は、徳川氏以外の場合にもこれまで通りの役割を務めていた。

寛永一一年（二六三四）七月、家光は三〇万余の軍勢を率いて上洛し、同一八日に参内の儀を行った。参内当日の『吉良家日記』<sup>⑭</sup>を確認すると、「（義直・頼房）両大納言・水戸中納言、（公家成）其外武家之公卿・（諸大夫）殿上人」は以前と異なり、將軍御車の行列より先に禁裏へ参り、「四足の御門之前」で將軍への御目見をした。その後は、以前と同じように、常御所で將軍の御礼・三献の儀・昵近公家や女中衆の御酌の後、義直ら三人が「下段にて御礼」を行ってから「下段の左二着座」し、ほかの武家衆が「（明正天皇）主上清涼殿江出御」した時に御礼を行ったとある。家光親政後の最初と最後の参内における尾紀水三人の位置づけから、秀忠期の四人一括かつ排他の政治的地位は、これから三人限定の処遇となったことがわかる。

また、寛永一三年に名称が「通信使」に変更された朝鮮使節の来日に対して、一一月一四日に江戸城の大広間で將軍が使節を応接した。「江戸幕府日記」の記載<sup>⑮</sup>によると、家光がいつものように使節との御礼や三献の儀を行ってから退席した後、義直と頼房



が「下壇西方ニ立座、三使東之方へ出、双方乍立為拜、着座」し、饗宴や御酌に相伴したとある。朝鮮使節側の記録に「吾欲久坐、恐勞使臣、有兩叔、欲令侍飯、幸從容留座<sup>19</sup>」とあることから、家光は寛永元年の時とほぼ同じような意思で二人を遣わしたことがわかる。また、関東下向の門跡や公家衆への振舞いにおいて、三人は將軍に代つて殿上人たちの接待役を担い続けたことも【表四】から窺える。尾紀水三人は、従来務めてきた政治的役割を、この時期に至っても相変わらず期待されていたといえよう。

ところで、本稿冒頭にも述べたように、家光政権の発足と展開に従つて、將軍を頂点にする幕藩体制や、それに応じた一律的武家編成もこの時期に形成されていったと考えられる。とりわけ寛永一二年の家光による武家諸法度の改定を機にして、「二万石以上」という石高基準をはじめとする武家編成区分が制度的に設定されたことから、武家序列化を図る家光政権の志向性が指摘されている<sup>21</sup>。いわゆる寛永令の發布について、寛永一二年六月二日の「江戸幕府日記」には次のように記されている<sup>21</sup>。

一、尾紀兩重相公・水戸黃門并在江戸諸大名、依召群參、大広間列座也、御譜代大名者御縁通列候、

一、午上廻、井伊掃部・松平下総守・酒井雅樂頭・土井大炊頭・酒井讚岐守、伝 仰之旨、次武家諸法度之御朱印、大広間於中央  
(林羅山)  
道春法印読之、

義直ら三人は「在江戸諸大名」や「御譜代大名」とともに召し出され、寛永令の読み上げを拝聴した。ここで、三人は他の武家衆と同じように寛永令の対象範囲に包摂されていることが明示された一方、三人を取り上げて諸大名全体と並列させる「尾紀兩重相公・水戸黃門并諸大名」という表記の意義も大きい。この時期の史料には、譜代・旗本以外の武家衆（大名以上）を「尾紀水三人+諸大名」式の表記でまとめて称することが一般的表現となっていたのである<sup>22</sup>。

しかも、この時期の武家秩序における尾紀水三人の特別扱いも少なからず見られる。寛永令発布の前、対馬宗氏の御家騒動によっておこった朝鮮国書偽造問題（柳川一件）をめぐって、寛永十二年三月一日に当主宗義成と家老柳川調興が江戸城大広間に呼び出され、將軍家光の御前で公事対決が行われた。在府の諸大名もすべて大広間に集められ、いわゆる幕府公儀世界の構成員としてこの対決に列席した。山本博文は宗家伝来の対決座配図をあげ、武家衆が役職や出自などの区分基準による「整然とした座順」で着座したことを提示している。<sup>24</sup> 同図の記載によると、当時譜代・旗本以外の武家領主（大名以上）は將軍御座の左側に官位の順に着座したが、その首座として上段に居る尾紀水三人と、頼房と同位同官の伊達政宗・前田利常・島津家久三人との間に、「此間置三帖程」とあるように、確実に座席が区分された。<sup>25</sup>

また、この時期の大名序列化が反映される幕府の年中行事、ことに正月の年頭拝賀礼において、尾紀水三人は元日の最初に江戸城の白書院（あるいは黒書院）で、すなわち諸大名より早い時間に、且つ奥側の空間で、最も丁重な儀礼を行っていたことも川島慶子により指摘されている。<sup>26</sup> こうした諸大名と異なる独特な儀礼次第も踏まえると、尾紀水三人の特別扱いは、従来の参内供奉や使節・公卿応接などの特殊な政治事情から、家光期の武家秩序の様々な方面まで広がり、崇高かつ特別な格式として定着していったといえよう。

とりわけ注目したいのは、この時期における尾紀水三人の世嗣の成長である。頼宣嫡子長福丸（のち光貞）は寛永九年七月七日、義直嫡子五郎八（のち光友）は同一〇年二月二十八日、頼房嫡子（次男）千代松（のち光圀）は同一三年七月六日にそれぞれ家光御前で元服の儀を行った後、寛永一七年三月二十九日に光友・光貞の宰相任官や光圀の中将任官、同年七月一日に三人同時の従三位叙位も次々なされていった。<sup>27</sup> この時期に概ね四品以下の位階を初叙任とする諸大名嫡子に対して、光友ら三人は明らかに優位に置かれていた。<sup>28</sup> しかも、少なくともこの時期から幕府儀礼に参列しはじめた光友ら三人が、父たちのような待遇を賜ったことも「江戸幕府日記」の記載から窺える。<sup>29</sup> これまでの義直ら三人の個人的待遇に世嗣三人の優遇が加わり、いわゆる「御三家」の資格すなわち継承できる「家」としての待遇が、名実ともに成立していた

といえよう。

ところで、寛永一八年八月三日の家光嫡子竹千代（のち家綱）の誕生まで将軍は無嗣状態であったため、新たな直系一門の創出は長い間中断を余儀なくされていた。家綱誕生後、次男亀松（早世）・三男長松（のち綱重）・四男徳松（のち綱吉）が寛永二〇年・正保元年（一六四四）・同三年に次々生まれたが、父家光死去の慶安四年（一六五二）までいずれも元服や所領拝受をせず、彼らを「御三家」のように取り立てた形跡も見当たらない。四代将軍家綱の代に、綱重・綱吉は「御三家」に準じる一門（甲府・館林）領主に取り立てられたが、その両家を尾紀水三家とセットで扱う傾向もなかったため、むしろ二人は新たな親族類別と捉えるべきであろう。よって、忠長消滅後の徳川一門最上位は、尾紀水三家に独占されたまま、いわゆる「御三家」の枠組みとして、家光期を通して定着していったのである。

なお、家光期における「御三家」世嗣三人の地位上昇が、家光の継嗣がない段階での将軍後補をにらんだ可能性も指摘されているが、実証は難しい。一方、寛永一五年二月二〇日に家光の長女千代姫と光友との婚約が決められた際、それを萩藩主毛利秀就に伝えた旗本阿部正之の書状に「万一若君様無御座候ハ、右兵衛様二天下可被成御讓候」とあるように、家光は継嗣がない場合に光友を後継者に指名する可能性を示唆したと噂されるほどであった。むしろ、「御三家」など親族関係より、将軍家との婚姻関係こそ継承権の決定的な原因であったといえよう。

① 継承できない事例として、秀康は在世中に一門筆頭として特別な役割を務めていたが、慶長一六年の三ヶ条誓詞の提出から彼の嫡子忠直

は国持大名として他の外様大名に並んだことが挙げられる（前掲「はじめに」注⑤三宅二〇一六年論文参照）。

② 寛永八年五月一日付「細川忠利追而書案」（『大日本近世史料』細川家史料）一〇、東京大学出版会、一九八六年、四八頁）に「駿河大納言殿之儀、かやうニ書状調申候内ニ、先甲斐国へ御座候へと被仰出候」とあり、同日付「細川忠利書状」（同、五一頁）に「駿河大

納言殿、来廿八日甲斐国へ御出ニ相定候」とある。

③ 寛永八年閏一〇月一日付崇伝宛忠長書状（『新訂本光国師日記』七、統群書類従完成会、一九七一年、一四四頁）に「就其江戸近辺迄罷越、窺機嫌申度存候、其元御次而之節、御年寄衆へ右之通御相談奉頼候」とあり、（寛永九年）一月一日付天海宛忠長誓詞（『日光市史』史料編中巻、一九八六年、一五九頁）に「各御年寄衆へ被相談、

将軍様より相国様へ御佗言被成被下候様ニ奉頼候」とある（小池進「江戸幕府前期大名改易政策の一断面」『江戸幕府直轄軍団の形成』

- 吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九五年、二六八～二六九頁。
- ④ 『江戸幕府日記 姫路酒井家本』一（以下『日記』、藤井讓治監修、ゆまに書房、二〇〇三年、四八七頁）同日条。
- ⑤ 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」『岩波講座日本歴史』近世二、岩波書店、一九七五年、一一頁。
- ⑥ 前掲注③小池論文二六六頁、前掲第二章注①下重論文四四頁。
- ⑦ 野村玄「徳川家光」(ミネルヴァ書房、二〇〇三年) 一五一頁。
- ⑧ 『日記』二（前掲注④、四五七頁）寛永一〇年二月八日条に「駿河大納言殿、去六日於高崎御自害、是日來之乱心終依不相収也」とある。
- ⑨ 『水戸藩史料』別記上、(吉川弘文館、一九七〇年) 一～二頁。
- ⑩ 前掲「はじめに」注⑩白根論文一〇七頁、同「幕藩制下における御三家付家老の機能と意義——とくに寛永期を中心として——」(『中央史学』一八号、一九九五年)。
- ⑪ 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房、一九九〇年) 一〇四～一八頁。
- ⑫ 『吉良家日記』(前掲第二章注⑬、一八三頁) 同日条。
- ⑬ 「日光山御神事記」(『統神道大系神社編 東照宮 神道大系編纂会、二〇〇四年、二二頁) 同日条に「御拝殿ノ左方ニ兼テヨリ御座ノ上ニ錦ノ御茵ヲシキマフケ、北上西面ニ幕府着御シ給フ(中略) 尾州・紀州両大納言、水戸中納言各左座ノスエ東上北面ニ位次ヲ守テ着座」とある。
- ⑭ 山澤学『日光東照宮の成立』(思文閣出版、二〇〇九年) 四五～四八頁。
- ⑮ 『日記』八(前掲注④、六〇四頁) 同日条に「日光 東照大権現御縁起下書出来ニ付而、尾張・紀伊両重相、水戸寛侯可有内見之旨被仰出候、因茲紀伊重槐亭江各有言合而、被拜見候云々、大僧正・知楽院・酒井讓岐守持參之」とある。
- ⑯ 野村玄「徳川家光の国家構想と日光東照宮」(『天下人の神格化と天皇』思文閣出版、二〇一五年、初出二〇〇五年) 一二八頁。
- ⑰ 『吉良家日記』(前掲第二章注⑬、二三九～二四〇頁) 同日条。
- ⑱ 『日記』五(前掲注④、四八〇頁) 同日条。
- ⑲ 「任参判丙子日本日記」(前掲第二章注⑤、三四二頁) 同日条。
- ⑳ 前掲「はじめに」注⑤三宅二〇一四年論文二二頁。
- ㉑ 『日記』四(前掲注④、二五七頁) 同日条。
- ㉒ 『日記』六(前掲注④、一七頁) 寛永一四年七月朔日条に「尾紀兩重相・水戸滝作其外、在江戸之諸大名并烏丸大納言登城、依御違例余氣、御目見無之、謁老中・奏者番衆・御目付中、退出云々」とあることを参照。
- ㉓ 山本博文『江戸城の宮廷政治』(読売新聞社、一九九三年) 一一二～一三三頁。
- ㉔ 「寛永十二乙亥年三月十一日家光公於御前義成様ト豊前公対決之御座配図」(『東京大学史料編纂所蔵『宗家史料』一〇の一号)。
- ㉕ 川島慶子「寛永期における幕府の大名序列化の過程——元日の拝賀札の検討を通して——」(西村圭子編『日本近世国家の諸相』東京堂出版、一九九九年) 五四～八二頁。
- ㉖ 『日記』(一)の三二五頁・二の四八三頁・五の二五七頁・九の二〇二頁・九の五一五頁、前掲注④) 同日条。
- ㉗ 李啓煌「近世武家官位制の成立過程について」(『史林』七四卷六号、一九九一年)。
- ㉘ その一例として、光圀元服直前の寛永三年三月三日の幕府の上巳行事について、『日記』五(前掲注④、八七～八八頁) 同日条に「辰ノ后刻御黒書院 出御、水戸殿・右兵衛殿・常陸殿・千世松殿御礼、次松平越後守・松平筑前守・同淡路守・同飛騨守 御目見、御白書院

<sup>(家光)</sup>被為成、諸大名御礼如例年（中略）御黒書院於東之間、尾紀河内相并  
<sup>(松平忠直)</sup>越前宰相より使者 御目見云々」とあるように、光友ら三人は頼房  
(義直・頼宣在国)とともに、他の武家衆より先に將軍への御礼を行  
い、確実に優位を認められていたことを参照。

## おわりに

本稿では、いわゆる徳川御三家の成立過程の検討を通して、近世初期徳川政権の親族政策について考察した。ここで、従来の認識とやや異なる見解として以下のことがいえよう。家康は天下を掌握してから、松平庶流の譜代化・有力外様の松平授姓に加えて、政治情勢に応じた特別な軍事・政治的役割を自分の息子たちに担わせるという親族活用策を積極的に進めていたが、武家秩序による親族編成(結集)の創出に十分な関心を払わなかった。家康死後、秀忠は父の親族政策を踏まえながら、義直・頼宣が賜った優遇を頼房・忠長にも与え、四人のみを「御連枝」すなわち一門最高の親族地位に位置づけ、親族編成(結集)の政治的成立を図っていた。家光政権期にいたって、忠長の失脚と家光の無嗣状態による親族再生産の停滞により、一門最上位を独占し続けた尾紀水三家の枠組みは固定していき、義直ら三人が個人として賜った優遇も世嗣の成長に伴って家格として定着していったため、「御三家」の枠組みと家格が制度的に決められた上、事実上の成立時期を迎えた。一方、こうした家康・秀忠・家光三代にわたった成立過程において、家康と家光の作用も否めないが、おそらく秀忠こそが、「御連枝」枠組みや政治的地位の創出などを通して、画期的な改変を決めたといえよう。

御三家という表記は、おそらく綱吉が五代將軍に襲職した延宝八年(一六八二)五月以降より、幕府法令において使用される<sup>①</sup>。そして、綱吉政権期の儀礼による身分序列の固定に従い、御三家の家格も、殿席や服忌などのあらゆる武家秩序においてその特殊性が定められていったため、徳川御三家はここで名実ともに確立したといえよう。本稿では家綱と綱吉の代について検討が及ばなかったが、少なくとも確立後の家格と枠組みについては、御三家の主な性格は家光期

<sup>②⑨</sup> 塚本学『徳川綱吉』(吉川弘文館、一九九八年二〇頁)。

<sup>③⑩</sup> 前掲第一章注<sup>②</sup>永井論文。

<sup>③⑪</sup> 寛永一五年二月二日付毛利秀就宛阿部正之書状(山口県文書館蔵)。

までに形成されたものから大きく変質することはなかったと考えられる。

なお、「御三家」成立のほか、家光期の武家秩序において血縁関係がもたらした特別な扱いも少なからず見られる。かつての松平庶流と異なり、秀康三男松平直政が寛永一五年（一六三八）に出雲一国一八万六千石を拝領し、四男松平直基が正保元年（一六四四）に出羽山形一五万石を賜り、また頼房長男松平頼重が寛永一九年に讃岐高松一二万石へ転封され、いずれも国主や有力領主となった。また、外様大名に嫁した將軍家実娘とその息子たちを「御一門」と捉える広義的親族観は、少なくとも家光期の幕府儀礼において存在していたことがわかる。よって、「御三家」をはじめとする徳川政権の親族編成から武家秩序を捉え直す必要もあるため、その政治的機能の検討を今後の課題としたい。

- ① 比較的早い事例として、延宝八年一月付「御本丸定」（『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、四六三頁）に「御三家・中府殿、挟箱は如常可通之事」とあることを参照。

② 前掲「はじめに」注⑬林論文。

③ 『日記』一四（藤井讓治監修、ゆまに書房、二〇〇四年、三八頁）

寛永二年七月六日条に「御連枝并御一門之歴々より生見霊之御祝儀（義直・頼宣）被献之、所謂尾紀阿相・水戸黄門・尾張宰相・松平伊与守・松平越

（光忠）後守・松平筑前守・松平安芸守・松平出羽守・松平相模守・松平右京大夫・松平淡路守・松平大和守・松平土佐守、右之面々之使者於柳之間、老中有対顔、御祝儀被納之次、松平新太郎并藤堂大学頭、是亦右之御祝儀献之、此両人者依為御一門之外、使者へ老中对顔無之」とあるように、家康実女亀姫（池田）・振姫（浅野）と秀忠実女珠姫（前田）の子孫の一門認識と、池田光政らの「御一門之外」区分は明らかである。

【付記】 本稿は中国国家建設高水水平大学公派研究生項目による研究成果の一部である。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程修了）

# The Formation of the Tokugawa *Gosanke*: Policies of the Tokugawa Regime Dealing with Its Familial Relations in the Early Edo Period

by

LIU Chen

This paper explores the status of the Tokugawa/Matsudaira family members, particularly those from the Tokugawa *gosanke* 御三家 (the Three Branches of the Tokugawa), in the political order of the Tokugawa regime during the early Edo period. These family members were regarded as a kind of *daimyō* called “*shinpan*” 親藩, distinguished from other *daimyō* including *fudai* 譜第 and *tozama* 外様. However, scholars have recently pointed out that such a classification is not an accurate representation of Tokugawa political institutions. Therefore, it is necessary to consider how these family members were positioned in the system during the founding period of the Tokugawa shogunate.

In 1603, Tokugawa Ieyasu was appointed as *sei taishōgun* and established the *bakufu* in Edo after he had taken control of the state through his victory in the Battle of Sekigahara. His sons who served meritoriously in that battle were sent to the strategically important areas and appointed as independent feudal lords in the same way that the non-hereditary retainers of the Tokugawa family (*tozama*) had. In the meantime, the Matsudaira branch families, which split from the head family at the time of Ieyasu's grandfather, served as hereditary vassals (*fudai*). When Ieyasu handed over the shogun position to his third son Hidetada and moved his residence to Sunpu, he began to use his sons to solve special political problems, such as the communication with the Toyotomi government in Osaka. In this period, the three sons born after the Battle of Sekigahara (Yoshinao, Yorinobu, Yorifusa),



were also granted territories, although Ieyasu only engaged two of them (Yoshinao, Yorinobu) in political affairs. Despite the fact that Ieyasu did utilize his kin in politics, he did not seem to have the intention to incorporate relatives into the *daimyō* class.

After Ieyasu's death, the second shogun Hidetada took over the reins of government. During his reign, Hidetada reproached his younger brother Tadateru and nephew Tadanao and punished them by withdrawing their fiefs and exiling them. On the other hand, he raised Yoshinao and Yorinobu's position to the highest among the *daimyō*, and then appointed Yorifusa and his second son, Tadanaga, to a similar position. Hidetada made four of these relatives a privileged class called "*gorenshi*" 御連枝 (the closest branch family members). Yorifusa held a lower court rank and a smaller fief than the other three branches, while they all played the same political role that was assigned only to them. When Hidetada or his first son, the third shogun Iemitsu, went to Kyoto to have an audience with the emperor at the *goshō* (imperial palace), or attended a diplomatic banquet to welcome Joseon missions, only the members of *gorenshi* were designated to serve as the special cortege.

However, in 1631, Tadanaga was reproached for misconduct by Hidetada, who died the next year. After beginning his direct rule as the shogun, Iemitsu punished his younger brother by withdrawing his fief and exiling him. Tadanaga was then forced to commit suicide in 1633. By contrast, Iemitsu retained the political position and the roles of his three uncles, and even allowed their heirs to inherit their political privileges. Moreover, no new privileged branch family members were made due to the absence of Iemitsu's heir by 1641. As a result, it can be said that only the families of Iemitsu's three uncles occupied the highest rank among Tokugawa branch families, which marks the formation of the so-called "*Gosanke*" during Iemitsu's reign.

Key Words; Gosanke, relative policy, early modern period, samurai family, TOKUGAWA Hidetada